

■ヒューマンリスク情報■

2012.12.17

## 労働災害における使用者賠償責任リスク

### 1. はじめに

労働災害の発生件数は、2010年、2011年と2年連続で増加し、2012年8月時点においても前年同期水準を上回っており、3年連続の増加が憂慮される事態にあります。労働災害が増加に転じた背景には、東日本大震災の復興工事などの特殊要因に加えて、厳しい経営環境下における安全衛生管理体制の劣化などの恒常的な要因が懸念されています。

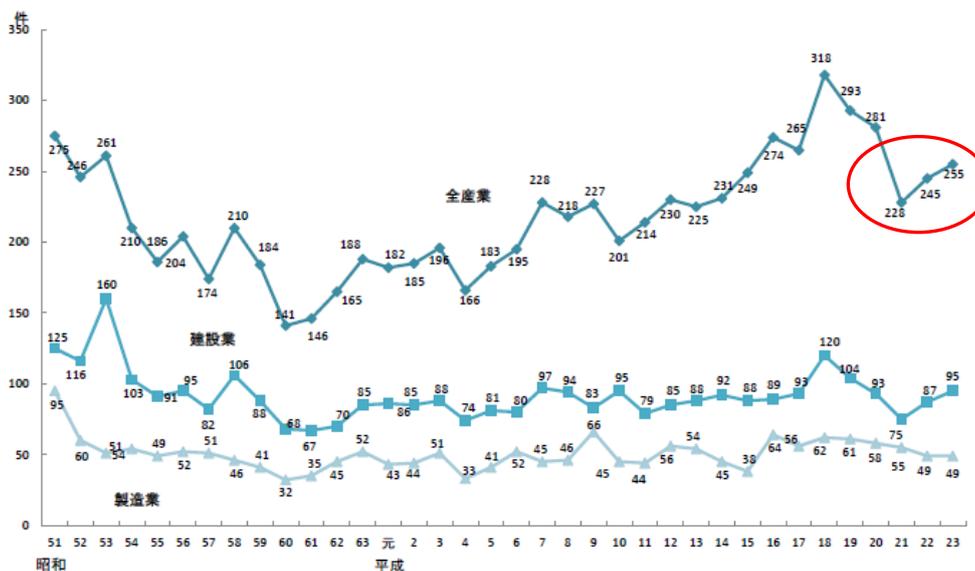
労働災害が発生した際には、労働者災害補償保険（政府労災）に基づく保険給付が行われますが、同補償が使用者の過失度合いと照らして、本人または遺族が不十分であると考えた場合、使用者に対して安全配慮義務を根拠とした損害賠償請求の訴訟を提起されることがあります。

本レポートでは、労働災害において使用者が問われる賠償責任リスクに焦点を当てて解説します。

### 2. 最近の労働災害の状況

厚生労働省の発表資料によりますと、2011年に起こった労働災害のうち死亡者数は2,338人で、そのうち東日本大震災を直接の原因としない死亡者数は1,024人で過去最少でした。他方、死傷者数（死亡災害と休業4日以上災害）は114,176人で、東日本大震災による死傷者数2,827人を別にしても111,349人にのぼり、33年ぶりに2年連続の増加となっています。製造業、建設業、陸上貨物運送業に加え、特に最近では、卸売業・小売業で1,001人増加、医療保健業で678人増加しているなど第三次産業での増加が目立っています。また、重大災害（一時に3人以上の死傷者を伴う労働災害）についても255人にのぼり、同じく2年連続の増加という深刻な状況となっています。

<図表1> 重大災害発生状況の推移



出典：厚生労働省「平成23年の死亡災害・重大災害発生状況等」

### 3. 労働災害と法的責任

#### (1) 関連法規および法的責任

労働災害を取り巻く法律は、労働者災害補償法のほか、労働基準法、刑法、民法などがあり、企業は状況に応じて様々な角度から、その責任を問われることとなります。企業の主な法的責任は、次のとおりです。

##### ① 刑事責任

労働災害を発生させると、労働安全衛生法の違反がなかったか労働基準監督署の調査が行われ、違反があれば刑事責任を追及されます。刑事責任では、労働安全衛生法違反の他、刑法第211条の業務上過失致死傷の罪に問われることもあります。

##### ② 民事責任

使用者は事故の過失の有無等にかかわらず、労働基準法に基づき一定の災害補償責任（労働基準法第75から80条）を負います。さらに、使用者に落ち度があつて労働災害が発生した場合には、労働基準法上の災害補償責任の他に民法上の損害賠償責任（民法第415条：債務不履行による損害賠償、第709条：不法行為による損害賠償）を負うことがあります。

##### ③ 社会的責任

労働安全衛生法に基づき、作業停止命令や設備等の使用停止命令などの行政処分が行われることがあります。また、刑事事件には相当しない内容の事故災害でも、労働基準監督署から「嚴重注意」や「是正勧告」などの処分が行われ、改善されなければ刑事責任を問われることもあります。

#### (2) 労災補償制度と労災民事訴訟制度

労働者が労働災害により被った損害をカバーする制度として、労働基準法および労働者災害補償保険法に基づく災害補償制度（政府労災）とともに、被災労働者又はその遺族が使用者に対して行う労災民事訴訟制度が併存しています。労災補償制度は、財産的損害を対象とした最低限の補償であるのに対し、労災民事訴訟制度において、被災労働者またはその遺族は、慰謝料などの精神的損害を含む全損害の賠償を求めることができます。

労災民事訴訟の方法は、これまで使用者等の不法行為責任を問う形のもが主流となってきましたが、現在は使用者等の債務不履行責任（安全配慮義務違反）を問う形のもが中心となっています。一般的に、不法行為においては労働者側に使用者側の過失や故意の存在について立証責任がありますが、債務不履行においては使用者側に帰責理由の不存在について立証責任があることから、債務不履行責任を問う形が労働者側に有利に働くと考えられています。

### 4. 安全配慮義務とは

#### (1) 安全配慮義務の法的位置づけ

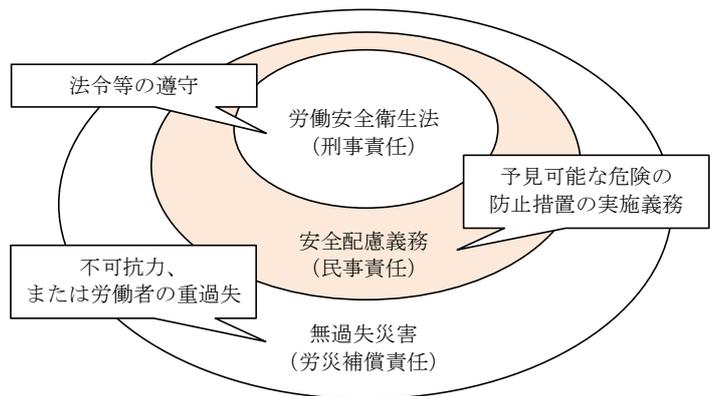
安全配慮義務とは、判例法理では「労働者が労務提供のため、設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務」（昭和59.4.10最高裁）と定義されています。

2008年3月1日施行の労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」として使用

者の労働者に対する安全の確保と必要な配慮が明文化されました。これにより、労働契約には安全配慮義務が含まれ、労働安全衛生法の遵守は安全配慮義務を履行する上での必要条件ではあるが十分条件ではなく、安全配慮義務は労働安全衛生法に定める義務より広いことが一般的な理解となります。

つまり、企業が労働安全衛生法に定められた諸規定を遵守していたとしても、同法令の規定は最低の労働条件基準にすぎないため、労働災害が発生した場合、安全配慮義務違反として民事上の損害賠償責任を問われる可能性が十分にあります。

<図表 2>安全配慮義務の範囲



## (2) 安全配慮義務の責任範囲

安全配慮義務の責任を負うのは労働契約上の雇い主である使用者ですが、実際に法人を運営するのは事業所長（工場長）、部長、課長、係長などで、これらの現場の管理監督者は安全配慮義務の履行補助者とみなされます。つまり、使用者は雇用主として民事上の安全配慮義務を負いますが、権限委譲を受けた履行補助者も安全配慮義務の遂行責任を負います。

## 5. 使用者賠償責任による負担額

### (1) 損害賠償額の高額化

近年、うつ病による自殺や過労死などの新たな労働災害が増加しているなか、企業の負担する賠償金も高額化の傾向にあります。その理由は、過労死の認定基準の大幅な緩和（2001年12月厚生労働省通達）を受けて、社会における労働者の権利意識が高まっていることなどが考えられます。

長時間労働や過重労働で労働者が精神障害に陥り、それが原因で自殺してしまった場合、1億円を超える高額な賠償金の支払いが、判決や和解によって多数なされています。これに対して、政府労災による一般的な補償は、一時金に換算して1,200～1,500万円、法定外補償の死亡給付は、一般的に1,000～4,000万円の範囲内で設定されているものが多く、重大な事故による損害賠償容認金額は、これらの金額を大きく上回ることが想定されます。

<図表 3>最近の高額労災事件

判決容認額	年	業種	事故の態様
1億9,800万円	2008年	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害
1億9,400万円	2010年	レストラン	支配人(名ばかり管理職)が過労により意識不明
1億6,500万円	1994年	木材加工販売	木材積み込み作業中、チップ原木が落下し1級障害
1億6,800万円	2000年	広告代理店	過剰な長時間労働によりうつ病となり自殺を図り死亡
1億3,500万円	2004年	大学病院	研修医が過剰な勤務により過労死(急性心筋梗塞)

## (2) 使用者が実際に負担する額

基本的に、労働災害における使用者の損害賠償額は、算定された客観的損害額（トータル・コスト）から労災保険給付と法定外補償給付を差し引いた差額となります。ただし、労災保険給付の年金給付については、同損害額から将来支給予定の年金給付分を控除できるか否かについて議論があり、最高裁は基本的に控除を容認しない「非控除説」の立場をとっています。ただし、最高裁の判決を受けて、労働者災害補償保険法第 64 条に、将来支給予定の年金給付と損害賠償に関する調整規定が設けられており、損害賠償を支払うべき場合であっても、障害補償年金または遺族補償年金の前払一時金の最高限度額までは、損害賠償の支払いを猶予され、前払一時金または年金が現実に支払われたときは、その限度で損害賠償責任を免除されることになっています。

モデルケースとして、損害賠償容認金額を 1 億円（使用者が安全配慮義務を怠ったことが原因で業務上死亡）とした場合の労災保険給付等の適用と使用者負担額の試算を行った結果、使用者負担額は、下図（図表 4）のとおり 5,667 万円となります。

<図表 4>モデルケースによる使用者負担額の試算

損害賠償容認額 1 億円	使用者賠償責任 <b>5,667 万円</b>	【前提条件】 被害者男性（40 歳） 遺族は妻（38 歳）と子 2 人（5 歳と 3 歳）  【労災総合保険】 法定外補償条項：契約あり 死亡給付：3,000 万円（定額方式） 使用者賠償責任条項：契約なし  【政府労災】 月額給与 40 万円→給付基礎日額 13,333 円 遺族補償年金として上記日額 223 日/年の受給権を得るが前払一時金 1,000 日分を請求した。（※1,333 万円の給付が確定）
	【労災総合保険】 法定外補償給付 3,000 万円	
	【政府労災】 遺族補償年金前払一時金 1,333 万円	

※政府労災からは、この他に遺族特別年金、遺族特別支給金が支給されますが、これらは社会復帰促進等事業の一環として、被災労働者の遺族の援護を図るために支給されるものであり、被災労働者の損害を填補する性質がないため、損益相殺の対象になりません。

### 【損害賠償容認額の算定】

○逸失利益＝基礎収入額×（1－生活費控除率）×就労可能年数に対するライプニッツ係数

・基礎収入額：月 40 万円×（12 ヶ月＋5 ヶ月）＝年換算 680 万円 ※5 ヶ月は賞与分

・生活費控除：30%（被扶養者 2 人以上）

・ライプニッツ係数：14.643（67 歳まで 27 年就労可能と仮定）

＝680 万円×（1－0.3）×14.643＝6,970 万円

○慰謝料＝2,800 万円（「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」を参考）

○合計＝6,970 万円＋2,800 万円＝9,770 万円≒1 億円

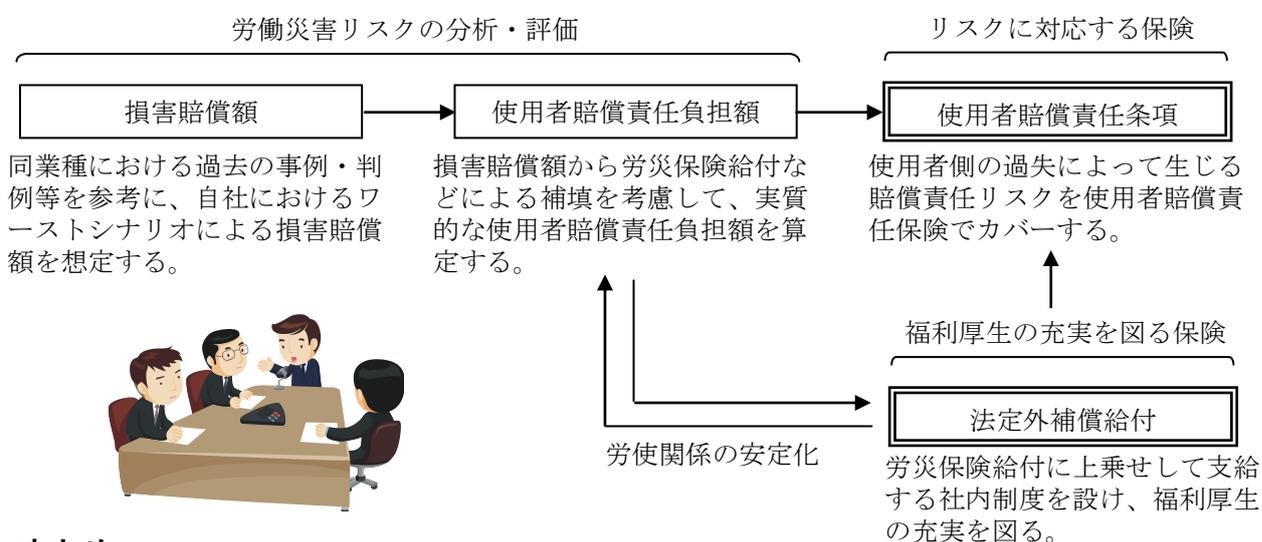
※本計算例は、基本的な民事損害賠償額の算定の考え方を基に、単純なケースとし算定したものであり、実際の賠償額は様々な要素を考慮して算定・決定されます。

### (3) 使用者賠償責任保険による補償の検討

前述のとおり、労働災害による使用者賠償責任リスクとは、使用者の不法行為または債務不履行責任から生じる損害賠償リスクです。最近では、受動喫煙や熱中症、腰痛などの職業病なども、その対策を怠れば安全配慮義務違反を問われる可能性があります。使用者に課せられた安全配慮義務はますます拡大する傾向がみられ、労働災害における賠償責任リスクは高まっています。このようなリスクに対応するために、保険設計においては、労働者の請求によって生じる客観的損害額を使用者に発生し得る損害賠償金額としてとらえ、政府労災の給付内容を踏まえたうえで、想定されるリスクを賠償責任保険（労災総合保険使用者賠償責任条項）でカバーすることが必要となってきます。

なお、大手企業を中心に福利厚生制度として、就業規則（災害補償規程）や労働協約で政府労災に上乗せして補償する法定外補償制度が普及しています。このような企業独自の災害補償制度は、単なる福利厚生施策としての役割に止まらず、労使関係の安定化を実現することで、労働災害に係わる紛争の解決に大きな役割を果たしていることは言うまでもありません。

<図表 5>使用者賠償責任リスクに対応した保険設計のスキーム



## 6. まとめ

使用者が安全配慮義務を怠り労働災害や過労死・過労自殺を発生させるに至った場合には、企業は賠償責任リスクを問われ高額な損害賠償金を負担することになり、これが原因で倒産に至る例もあります。このような労働災害における賠償責任リスクの高まりを受けて、法定外補償制度の導入や使用者賠償責任保険による補償のみでは十分な対応とは言えません。各企業とも事故防止、過労死・過労自殺の発生防止対策を含めた従業員の労働安全衛生管理を強化するとともに、労使関係の安定化により労働災害に係わる紛争を未然に解決していくことを、リスクマネジメントの一環として真剣に取り組む必要があります。

#### 【本レポートに関するお問合せ先】

銀泉リスクソリューションズ株式会社 保険リスクコンサルティング第二部 廣瀬 史幸

541-0043 大阪府中央区高麗橋 4-6-14

Tel : 06-6205-6221 Fax : 06-6205-6236 <http://www.ginsen-risk.com/>

\*本レポートは、企業のリスクマネジメントに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。